

イランの核問題

平成22年2月

<経緯>

- イランは2006年2月以来、低濃度のウラン濃縮を継続(イラン側は平和目的と主張、IAEAと一定の協力)。
- 2006年以降、5つの安保理決議が濃縮関連活動等の停止を要請。我が国を含む各国は、安保理決議による制裁を実施。
- 国際社会は、「圧力」と「対話」のデュアル・トラック・アプローチ。
 - 「圧力」: 米・欧等は追加制裁の議論を開始(安保理・有志の枠組、イスラエルによる軍事攻撃の可能性)。
 - 「対話」: EU3(英独仏)+3(米露中)が外交的解決に向け努力。
 - ・ EU3+3は、昨年6月、包括的提案(イランの濃縮活動と国際的制裁の双方による凍結等)を提示。
 - ・ イラン側も独自の提案(イランの核問題には直接言及せず)を提示。

<最近の展開(2009年9月以降)>

- ➡ 9月、イランの新たな濃縮施設(コム近郊)の建設が明らかになる。
- ➡ 10月1日、EU3+3とイランが協議を実施。
- (合意事項) ① 10月中のEU3+3とイランの再協議
 - ⇒ イラン側は、核問題を議題とすることを拒否し、これまで同協議は実施されていない。
- ② 新たな濃縮施設へのIAEAの査察受入
 - ⇒ 10月以降、累次にわたりIAEA査察官が新たな濃縮施設を査察。
- ③ イラン製低濃縮ウランの再濃縮・加工のための第三国(露・仏)への移送
 - ⇒ イランは、テヘラン研究用原子炉用の燃料供給のための、IAEAによる「イラン製低濃縮ウラン1.2トンの年内一括国外移送合意案」につき、燃料が確実に供給されるとの保証を求め、イラン国内での同時交換を提案。米・欧等は、イラン側の提案は受け入れられないとの立場。
- ➡ 11月27日、IAEA理事会決議が採択(露・中も賛成。新たな濃縮施設の建設中止、他に未申告施設がないことの保証等を要求。)
 - ⇒ イラン側は反発。11月29日、イラン政府は、イラン原子力庁に対し、新たにウラン濃縮施設10か所の建設計画を開始するよう指示。12月2日、アフマディネジャード大統領は、自国にて約20%ウラン濃縮実施を宣言。
- ➡ 1月19日、EU3+3政務局長が会合。
 - ⇒ 報道によれば、EU3+3政務局長は、イランの対応は不適切で、機会を捉えることに失敗したとしつつ、イランに対する追加的措置に関する検討を開始した旨表明した。
- ➡ 2月 8日、イランは、約20%のウラン濃縮を自国で実施する旨IAEAに通報。